

<祈りのために>

天地創造の前に、神はわたしたちを愛して、御自分の前で聖なる者、汚れのない者にしようと、
キリストにおいてお選びになりました。 エフェソの信徒への手紙1章4節

神が私たちを選ばれたのは、私たちに選ばれる価値があるからでも、神の子になる種が植え付けられているからでもありません。私たちの選びは「イエス・キリストご自身の中にある」のです。神の無償の慈愛の前で「私はまことに罰せられ呪われるべき者です。ただ神に差し出せるものは『罪深い私自身』だけです」と告白してへりくだる者を、キリストが選んでくださるのです。それだけでなく、ここから新しい人間の創造が神から起こされるのです。古き人を脱ぎ捨てて新しい人を着る（コロサイ 3:9,10）ように、隣人の痛みを自分の痛みとする十字架を背負う生き方を、神の側から造り出してくださるのです。「良い木が良い実を結ぶ」（マタイ 7:17）からです。

沖縄はこれまで日本から差別を受け、踏みにじられてきました。この沖縄に「神の選び」があるのか。「神が選ばれる」と言うならば、差別がなくなることはないのかという問いがあります。しかしそうであるならば、沖縄の人々は永久に「選ばれる」ことから外されるでしょう。それでも、地上において差別を受けながらも神から「選ばれる」としたら、それはどういうことでしょうか。

沖縄では、イザヤ書 53 章 4, 5 節の言葉が生きております。「彼が担ったのはわたしたちの病、彼が負ったのはわたしたちの痛みであった」とあるように、日本が背負わなければならない戦争の罪責を、沖縄が受けて打たれて苦しんでいるのです。「彼が刺し貫かれたのはわたしたちの背きのためであり、彼が打ち砕かれたのはわたしたちの咎のためであった」ように、日本が神に背いているために沖縄が叩かれ、今も苦しめられているのです。

しかし「彼の受けた懲らしめによってわたしたちに平和が与えられ、彼の受けた傷によって、わたしたちはいやされた」ように、沖縄の受けた懲らしめによって沖縄から世界に向けて平和が拡がり、沖縄の受けた傷によって世界の人々がいやされる、そのような神の賜物が沖縄にあるのです。これが沖縄の希望です。それに対して、沖縄に対する日本人は罪の償いが求められております。沖縄の痛みを数倍痛む責任が日本の側にあるからです。とくに、日本のキリスト者においてそれが現実化することを求められていると思います。

このようにしてキリストに従うとき、それぞれ異なる歴史の上に立つ者が異なる立場に立って生きるように、互いにキリストから「選ばれ」ていると信じるのです。

<祈り>

父なる神よ、あなたの無条件の罪の赦しの前で自己尊厳を放棄して、罪深い自分自身をそのまま差し出す者にしてください。ここから、あなたが新しい生まれ変わりを造り出してくださることは、真に感謝でございます。

川越弘（沖縄伝道所牧師）

新シリーズ開始『その時に備えて 憲法問題 Q&A』を読む (21)

芳賀 繁浩 (福島伝道所牧師)

Q20 平和主義の変更は、キリスト教会にどのようにかわりますか？

A20

第九条には、国防軍のほかに、国民に協力を求める条項が加わっています。自民党の「日本国憲法改正草案 Q&A」によれば、国民の「国を守る義務」を規定すべきだとの議論もあったが、徴兵制について問われるのは避けたいとの思いから、「国民と協力して」となったようです。国民への義務を課したがる、この「改正草案」の特徴がここにも見られます。

「改正草案」第九条の3 (領土等の保全等)

国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

先に紹介した政府高官の「軍事作戦の中で、教会や神社仏閣の収用はあり得る」という発言は、まさに協力、あるいはそれ以上のものが求められるということでしょう。さらに国民の協力は、国境離島での生産活動など、武力行使に関するものばかりではありませんから、教会に対して、武力行使のため「祈れ」という協力要請もあるかもしれません。実際、戦時中はそのような要請が頻繁にありました。教会の内と外も、干渉される可能性があります。

新Q20-1 「国は、主権と独立を守る」とありますが、「主権と独立」とは何ですか。

新A19-1 「主権」(英: Sovereignty)とは、政治における「至高性」を意味します。歴史的にはヨーロッパにおいて、一国の王が神聖ローマ皇帝やローマ教皇に対し、また、封建領主に対し独立しており、最終的な決定権を持つことを示すための用語として生まれました。

具体的には、(1) 国民および領土を統治する権力(統治権)、(2) 他国の支配に服さない独立性(対外主権)、(3) 国家の政治のあり方を決定する権利(最高決定力)と説明されます。

しかし、国王主権が国民主権へと変わったことにより、一個人が体现していた「主権」概念は修正を受け、特に「最高決定力」は「国民」にあるとするのが民主国家のあり方です。

新Q19-2 主権を守るとは何を意味しますか。

新A20-2 近代国際法においては、「主権平等の原則」によって、国家は主権的地位において平等であるとされます。具体的には、これを守ることが主権を守ることになります。それゆえ、それは単なる軍事力によってではなく、政治、外交等の複合的な手段によって不断に保持されなければなりません。

その意味で、外国の軍隊が国内に自由に駐留することを認め、事故の調査も犯罪を犯した兵士の裁判も(相手国の了解なしには)行うこ

とができず、首都の航空管制すら制限を受けている現在の日本の状態が、本当に「主権国家」であるかどうか、また「主権者」たる国民の意思がどれだけ貫徹されているかが問われなければならないでしょう。

新Q20-3 「国民と協力して」とありますが、どういう意味でしょうか。

新A20-3 不正確で不誠実な表現と言うほかありません。「協力」であるならば、するかしないかは個々人の自由にまかされるはずですが、「なければならない」という文言は、協力するように国民を「強制する」ことを前提しています。さらに「義務」であるならば当然生じるはずの「責任」を政府が負わない(要請に基づく協力なのだから)のは法治国家として破綻しています。

どのように言葉をもてあそんでも、実際には政府が国民を強制し、あらゆる手段を用いて戦争を遂行させるということ以外ではないことは明らかであり、また歴史が示すとおりです。

だからこそ、憲法は、国民の生命と財産を奪い、国民主権を踏みにじることなしには遂行できない政府による戦争の「放棄」を規定しているのです。戦争以外の方法によって「主権と独立」を守り、主権者である国民の「平和を希求する」思いを実現していくことこそが本来の政治の役割なのです。

国際紛争の報道と判断の難しさ

桑広国（函館相生教会牧師）

ロシアのウクライナ侵攻に続いて、パレスチナ自治区ガザ地区でのイスラム組織ハマスとイスラエルの戦闘が今も続いています。その報道において、各国のメディアは国から独立した第三者の立場で伝えているかどうか、その判断の難しさを痛感しています。片方の立場から当事者を正当とし相手を不当とする報道をしていないか、またそれによって偏向に気が付かず、いつの間に片方を正当化していないかという懸念です。例えば、イスラム組織ハマスをテロ組織と断定することで、イスラエルの攻撃を正当な防衛と判断して疑わないという姿勢です。確かに攻撃を仕掛けたのはハマスの方ですが、彼らはそれを「テロ行為」と思っておらず、原因はイスラエル側にあると主張します。ガザ地区の住民もハマスを支持こそすれ、彼らの攻撃が原因で、自分たちが被害を被っているとは捉えていないようです。日本のメディアの報道は、イスラエルの攻撃の模様とその甚大な被害を伝えるものの、あくまで「イスラム組織ハマスの壊滅のための戦闘」という視点で報道しているように思われます。そうであれば暗黙裡にイスラム組織ハマスは「テロ組織」であるという前提で報道していると思われるかもしれませんが。

しかし、伝統的に戦争報道について政府から独立した立場をとることで知られている英国の公共放送BBCは、「テロ組織」と直接表現することを避け、「武装組織」、「過激派」などと表現したため、英国政府からその報道姿勢を激しく批判され、英国内でも賛否両論の論争が起きました。BBCは、王立憲章にその独立性について規定されています。それは「公的目的のために活動すること。不偏不党で、質の高い、独自のサービス提供を通じて、すべての視聴者に奉仕する」という規定です。報道の内容や姿勢が政府から批判されたり世論を二分する論争を引き起こすことは、むしろその報道機関が不偏不党で、客観性を保ち、報道内容が公平であることの証しと言えるのではないのでしょうか。日本の公共放送は客観性を保っているように見えても、従来から「政治の圧力に弱い」という弱点を指摘されています。BBCは、戦争報道についても「戦争、紛争、テロ行為などの報道において。BBCは英国及び国外の視聴者に特別の責任を持つ。世界の人々は、BBCに対し、文脈や分析、幅広い種類の視点や意見の提供を期待している」と定めています。ですから、テロという言葉一つとっても、その使い方には慎重を期さなければならないのです。キリスト者は、戦争報道について、客観性だけでなく、聖書的、神学的、歴史的認識の点から信仰的な判断をし、行動しなければなりません。キリストの福音の真理が恒久・普遍的価値となるまで、苦難の道を歩むことが避けられないのです。

<靖国関連ニュース>

○陸自幹部ら靖国参拝・官用車使い 憲法の政教分離に抵触か

陸上自衛隊のナンバー2の小林弘樹陸上幕僚副長（陸将）ら陸自幹部が9日、靖国神社（東京都千代田区）に参拝しました。本紙の取材に、小林副長は参拝したことを認め、幹部の参拝は「毎年のこと」と答えました。公務として参拝した疑いがあり、憲法20条が定める政教分離に抵触する可能性があります。

小林副長は9日午後3時半ごろ、靖国神社南門前に大型のミニバンで乗りつけました。タクシーで先に到着していた陸自幹部らと合流。神職姿の人物に先導されて本殿に入り、拍手を打ちました。小林副長ら全員が背広姿でした。

午後4時前に本殿から出てきた小林副長らは、北門に徒歩で移動。来たときと同じミニバンで神社から去りました。防衛省陸上幕僚監部によると、小林副長は休暇を取得、同車両は官用車です。

小林副長が参拝する際、複数の自衛隊関係者が待機。帰りの車に誘導するなど、陸自が組織的に参拝を企画したことがうかがわれます。

本殿から出てきた小林副長は本紙の取材に「毎年やっていますけれど、私的（参拝）です」と答えました。

靖国神社は戦前、旧陸海軍両省が管理し、戦死者など国家のために殉職した「英霊」をまつるとして国民を戦争に動員した軍事的宗教施設です。軍国主義の精神的支柱としての役割を担いました。

戦後は、神社内にある遊就館などで過去の日本の侵略戦争を“正義の戦い”として宣伝する役割を果たしています。

陸自幹部の参拝は、憲法が定める政教分離原則に反し、侵略戦争を美化する同神社の歴史観を肯定するものといえます。（しんぶん赤旗 01.10）

○陸自幹部 20 人、神社に集団参拝 宮古島駐屯地 20 人が制服で公用車使う 防衛省次官通達に違反の可能性

陸上自衛隊宮古島駐屯地トップの比嘉隼人宮古警備隊長（1等陸佐）ら幹部隊員約20人が10日、制服を着て公用車を使い、沖縄県宮古島市平良西里の宮古神社に参拝していたことが20日までに分かった。神社側も参拝を確認している。宗教上の礼拝所を部隊で参拝することを禁じた防衛省事務次官通達に違反する可能性がある。同駐屯地は取材に対し「担当者が不在のため、22日以降に回答する」としている。（宮古支局・當山学）「ミサイル基地いらない宮古島住民連絡会」（仲里成繁、

尾毛佳靖子、上里清美、清水早子共同代表）が20日、市内で会見を開き、入手した情報を発表した。それによると10日午前10時半ごろから正午ごろ、比嘉警備隊長らが同駐屯地のマイクロバスなどを使って参拝に訪れたという。休暇を取っていたかどうかは不明。

防衛省は1974年の事務次官通達で「神祠（し）、仏堂その他宗教上の礼拝所に対して部隊参拝すること及び隊員に参加を強制することは厳に慎むべきである」と示している。

同会は「組織的参拝」に抗議する声明を発表。「隊員が内部通達を破り、禁止事項をあえて犯すことは文民統制を壊すことであり、戦争時代の『軍部の独走・暴走』を想起させる」と批判した。2月に予定されている同駐屯地創立5周年記念行事の中止や、能登半島地震の救援活動を最優先することも併せて求めた。声明を同日付で木原稔防衛相に郵送し、22日にも比嘉警備隊長宛てに提出する。（中略）

宮古神社は、那覇市の波上宮から分祀して迎え入れた熊野三神と、かつて宮古島を統治した豊見親三柱を祭っている。（沖縄タイムズ 01.24）

○群馬の森にある朝鮮人追悼碑 29 日から撤去 群馬県が市民団体に通知（羽物一隆）

群馬県高崎市の県立公園「群馬の森」にある朝鮮人労働者追悼碑を巡り、管理する市民団体は23日、碑を行政代執行で撤去する旨の通知を県から受け取ったと発表した。撤去時期は29日～2月11日で、県は公園を閉鎖して実施する見込み。

命令書は19日付で、22日に市民団体側に届いた。代執行に要する概算費用は約3千万円で、団体側から徴収するとしている。撤去した碑は後日、団体側に引き取るよう求める。

市民団体は「記憶 反省 そして友好」の追悼碑を守る会。23日に知事あてに声明文を提出し、「県内にとどまらず、日本全体に関わる重要な問題。歴史修正主義を助長し、ヘイトスピーチを助長する行為となる」などと主張した。

県庁で記者会見した川口正昭共同代表は「撤去してからでは遅い。踏みとどまって冷静な議論をお願いしたい」とし、代執行方針の撤回を求めた。別の会員は「歴史を学び受け継いでいく姿勢について、群馬県民の良識が問われる問題だと思う」と語った。

追悼碑は2004年に完成。12年の式典のあいさつにあった「強制連行」との発言について、県は設置時の条件の「政治的行事を行わない」に違反したとし、14年に設置許可の更新を認めなかった。団体側が提訴し、県の不許可を認める判断が22年6月に最高裁で確定した。（東京新聞 01.24）

829号ヤスクニ通信 2024年2月11日

発行 日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会
発行人・編集・発行 小塩海平（東京告白教会）

<編集後記>おめでとうという挨拶が憚られる年始になりました。主の導きを祈るほかありません。K.K.